

マルチメディアを活用した教育研究を実施するための 装置・施設の改造工事の補助対象範囲

1 装置

装置補助の対象となるものは、音声映像装置（ビデオプロジェクター、スクリーン等）、機器制御装置、入出力装置、機器操作卓、送受信装置、教材・資料作成装置等である。

2 施設改造工事

施設補助の対象となるのは、マルチメディア関連装置の導入に伴い実施される改造工事であり、下表左欄に掲げる施設とし、同表右欄に例示するようなものとする。

補助対象施設	補助対象施設の例示
1 講義室の類	マルチメディア講義室及び準備室等の付属室など
2 研究室の類	研究者の研究室、教材開発室、図書室及び研究の実施に必要な付属室など

補助対象となる工事費の範囲は、本工事費及び附帯工事費とする。

(ア) 本工事費

本工事費は、本工事に要する経費（実施設計に要する経費を含む。6/30（火）に延長であって、建物のく体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体工事等）、仕上げ関係工事（天井、建具、造作、内外装及び諸仕上工事等）及び雑工事に要する経費等とする。

なお、雑工事には、建物に一般的に附随する黒板、掲示板、棚、鏡、講義室等の室名札等の工事費を含めるものとする。

ただし、備品とみなされるもの（机、椅子、カーテン等）は、本工事には含めないものとする。

(イ) 附帯工事費

附帯工事費は、本工事費に附帯する工事に要する経費（実施設計に要する経費を含む。）であって、別紙左欄に掲げる附帯工事ごとに別紙中欄に例示するようなものとし、当該建物に直接関係のない工事、当該建物以外の既存建物内部の工事、同一敷地外の工事及び別紙右欄に例示するようなものは含めないものとする。

3 補助対象

平成 10 年度事業として整備が行われるとともに、平成 10 年 4 月 1 日から平成 11 年 3 月 31 日までの間に契約が締結され、かつ、代金が支払われるものであること。

装置及び施設改造工事に要する経費が 1,000 万円以上のものであること。

なお、施設改造工事については補助対象面積に 225,300 円を乗じて得た額を上限とする。

また、実施設計費は工事費の 1%を上限とする。

別紙

工事の種類	附帯工事に含めるもの		附帯工事に含めないものの例
電力設備工事	左 の 工 事 の た め の 配 線 ・ 配 管 ・ 変 圧 器 分 電 盤 ・ 配 電 盤	自家発電機設備，無停電電源設備など	
照明設備工事		差し込み口，取付照明器具など	移動照明器具
情報通信電気工事		情報パネル，室内スピーカー，電気時計など	放送器，電話器
冷暖房工事		特殊空調，ダクト，放熱器，ボイラー及び付属設備一式など	備品的な冷暖房器具（ストーブ等）
防災工事		火災報知器，感知器，消火栓，スプリンクラー，ボックス一式，消防署への直接連絡設備，避雷針設備工事一式など	